

別冊 3

石川地方最低賃金審議会会長あて要請書及び関係資料

2026年6月10日

石川労働局長 常盤 剛史 様

石川県地方最低賃金審議会 会長 様

全労連東海北陸地方協議会

議 長 平野竜也

(公印省略)

物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、 全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書

日頃より、労働行政の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費など生活必需費の上昇が続
き、労働者のくらしは深刻さを増しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワー
ク、トリプルワークを余儀なくされるなど、「働いても人間らしく暮らせない」実態に置
かれています。

2025年度の最低賃金改定では、全国加重平均は1121円となりましたが、この水
準では、現在の物価高騰のもとで人間らしい生活を営むことは困難です。東京1226円
と最低額1023円との差は依然として203円あり、同じ仕事をして、住む地域によ
って大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促
し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。

また、2025年度改定では、多くの地方で中央最低賃金審議会の目安を上回る改定が行われ、地域間格差の是正を求める地方の強い意思が示されました。その一方で、発効日の先送りや分散化が広がったことは重大です。物価高騰が全国共通に労働者の生活を直撃しているにもかかわらず、賃上げの効力発生だけが地域によって遅れることは、最低賃金制度への信頼を損ない、新たな不公平を生み出すものです。

さらに、国際情勢の緊張も看過できません。ホルムズ海峡封鎖などにより、原油価格や輸送費、電力料金、原材料費がさらに高騰すれば、労働者の生活と地域経済に深刻な影響を及ぼします。すでに物価高に苦しむ家計にとって、これ以上の生活費上昇は耐えがたい負担であり、最低賃金審議においても、こうした情勢変化を十分に踏まえる必要があります。

一方で、中小企業・小規模事業者も、原材料費、エネルギー費、人件費の上昇に加え、価格転嫁の困難さに直面しています。地域経済を支える中小企業が賃上げに踏み出せる環境を整えることは、最低賃金の大幅引き上げと一体の課題です。労働者の生活改善と中小企業経営を対立的にとらえるのではなく、賃金を底上げし、消費を温め、地域経済を循環させる政策へと転換することが求められています。

全労連・地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活に必要な生計費には地域による大きな差がなく、直近の試算では時給1700円以上が必要であることが示されています。現在の最低賃金水準と労働者の生活実態との隔たりは大きく、最低賃金制度を、生計費にもとづいて生活を保障する制度として立て直すことが急務です。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済、人口流出、社会の持続可能性にかかわる重要な

社会的基準です。物価高騰が長期化し、地域間格差と生活不安が深刻化する今こそ、すべての働く人が全国どこでも人間らしく暮らせる賃金水準へ、大きく転換することが求められています。

以上の情勢を踏まえ、2026年度の最低賃金改定審議にあたり、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中央最低賃金審議会が目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
2. 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。

4. 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。

5. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。

6. 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。

7. 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得できる審議が行われているとはいいがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

8. すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。

9. これまで、東海4県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第9条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。

10. 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年1回に限らず最低賃金の改定を行うこと。

11. 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。

12. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。

13. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合 議長 中山 洋一

石川県労働組合総連合 議長 岡本 晃嘉

福井県労働組合総連合 議長 鈴木 孝典

岐阜県労働組合総連合 議長 廣瀬 政美

静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁

愛知県労働組合総連合 議長 西尾美沙子

三重県労働組合総連合 議長 新家 忠文

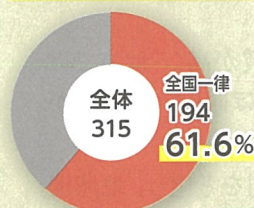
地域間格差をなくす流れが来た！



地域別制の 大問題の解決へ

2025年地域別最低賃金マップ

発効月	時間額
10月 緑	1200円台= 
11月 青	1100円台= 
12月 黒	1000円台= 
2026年1月 茶	※金額・発効月は答申時
2026年3月 赤	

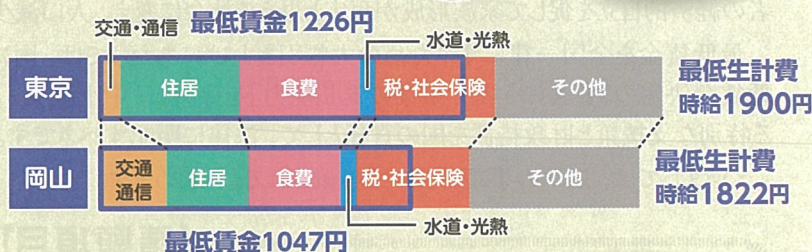


最高1226円・東京
最低1023円・3県

発効日が
地方によって
1カ月から半年も
大幅に遅れ
ます

遅れる間に
物価はまた上昇、
格差は大変なことに！

私たちが全国28都道府県・5万人超のデータを分析した「最低生計費試算調査」では、都市部では家賃が高く、地方では自動車が必需品で交通費が高いため、全国どこでも生計費はほぼ同じという結果が出ています。



署名しよう

最低賃金を全国一律にして、大幅に引き上げるには、公正取引の強化や社会保険料の減免、直接支援など、中小企業支援の抜本的な強化が不可欠です。最低賃金法を改正し、地域経済を支える中小企業への支援を国に義務付けましょう。



全労連
「中小企業支援の提言」
はこちら

賃上げのための補助金制度 をつくった自治体

岩手、山形、茨城、群馬、
山梨、長野、富山、福井、
広島、徳島、佐賀、大分

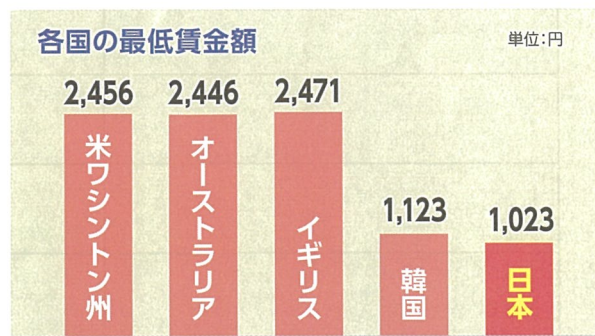
全労連調べ (2025年8月現在)

価格転嫁
なくちゃ

大企業の
内部留保は
過去最高

先進国の中で日本はきわめて低い

先進国では全国一律が主流。「地域間格差への配慮」を口実にした引き上げの抑制がないから、高い水準の引き上げが確実に実施されています。



全労連調べ（2025年9月現在）

最低賃金全国一律制度の法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

【請願趣旨】

最低賃金は2025年改定によって、最高額は東京都の1,226円、最低額は1,023円、その額差は203円となりました。現行の最低賃金制度では地域ごとに最低賃金額を決めるため、地域間格差が生じ、地方から都市部への人口流出、地域経済が疲弊する要因となっています。また、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6ヵ月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

私たちが全国28の都道府県（5万人超）で取り組んできた「最低生計費試算調査」では、都市部は家賃が高く、地方では自動車が必要で交通費が高いため、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも生計費はほぼ同じであることが明らかになっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められるため、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国一律の最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。

最低賃金を全国一律にするための大幅引き上げにあたっては、国による中小企業支援の抜本的な強化が必要です。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の大幅引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

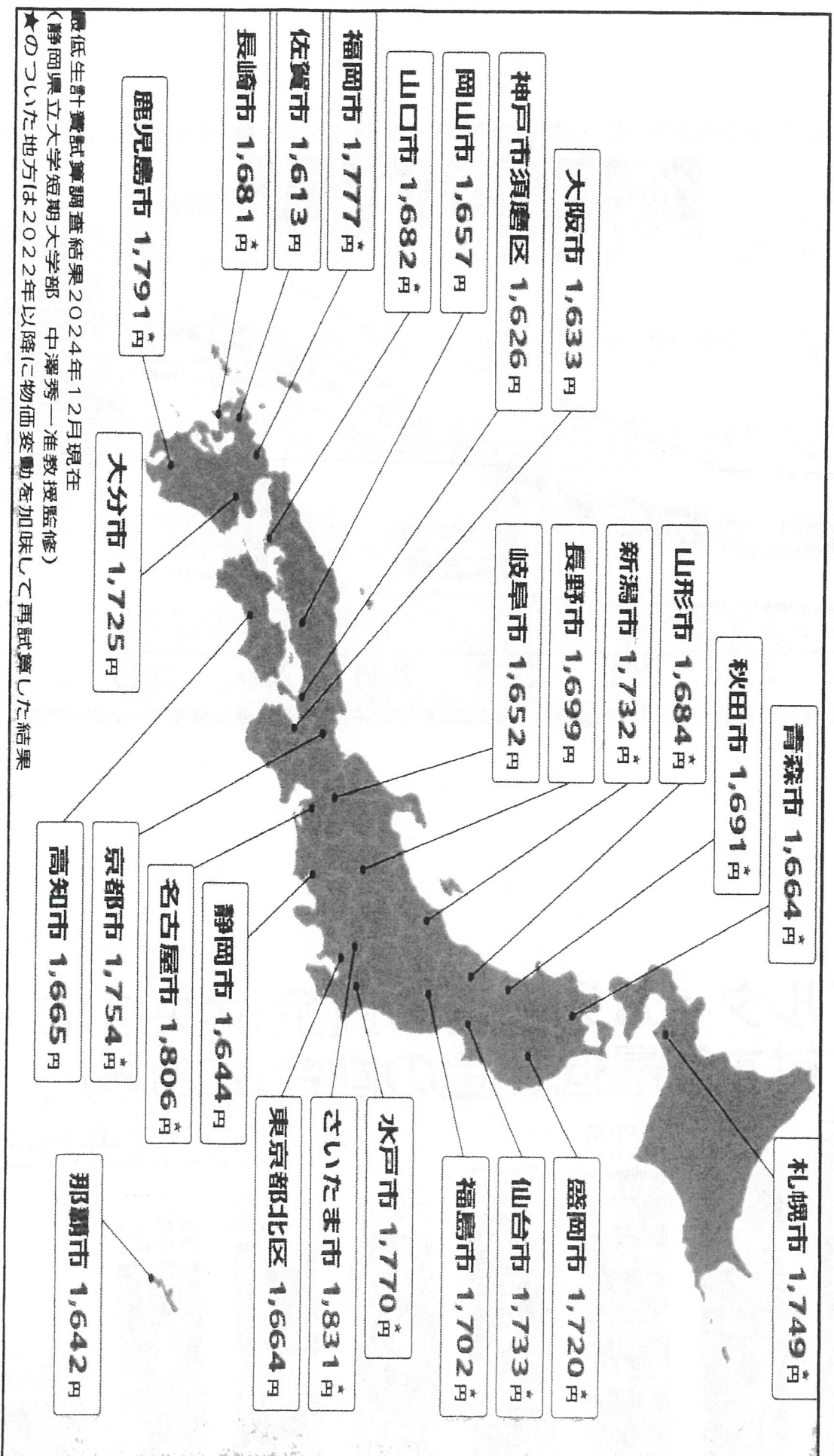
つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

【請願項目】

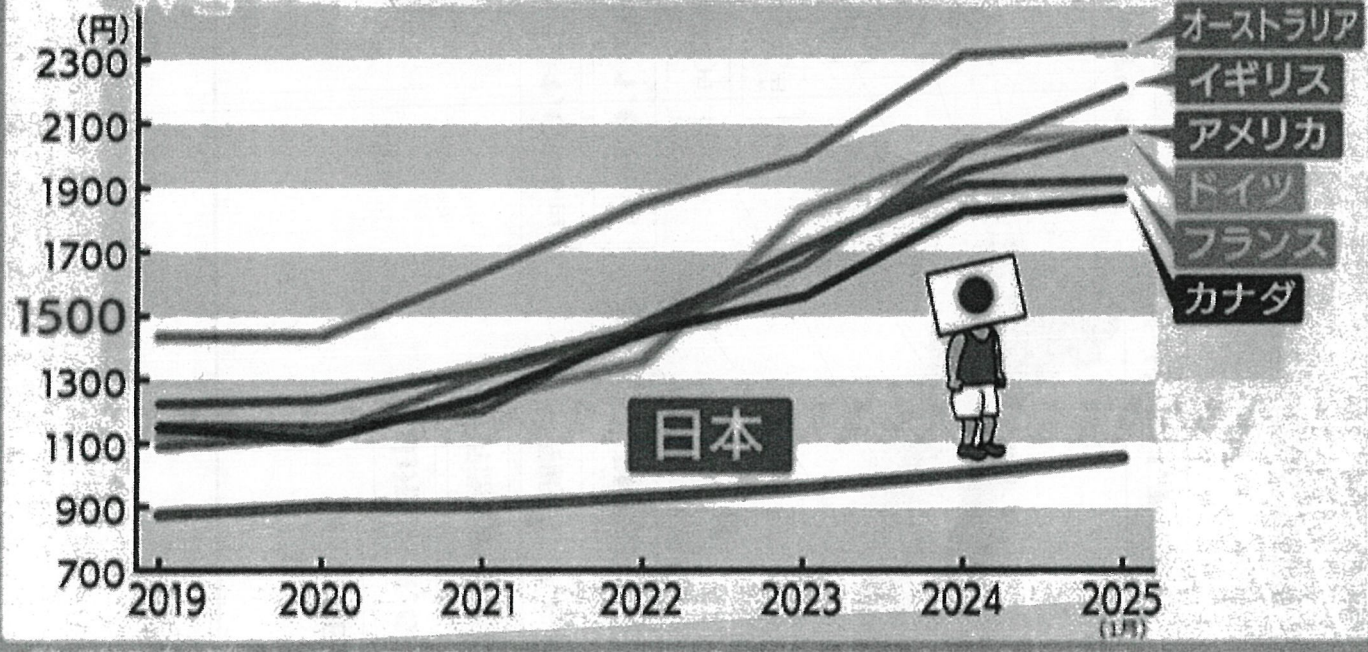
- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏 名	住 所
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村

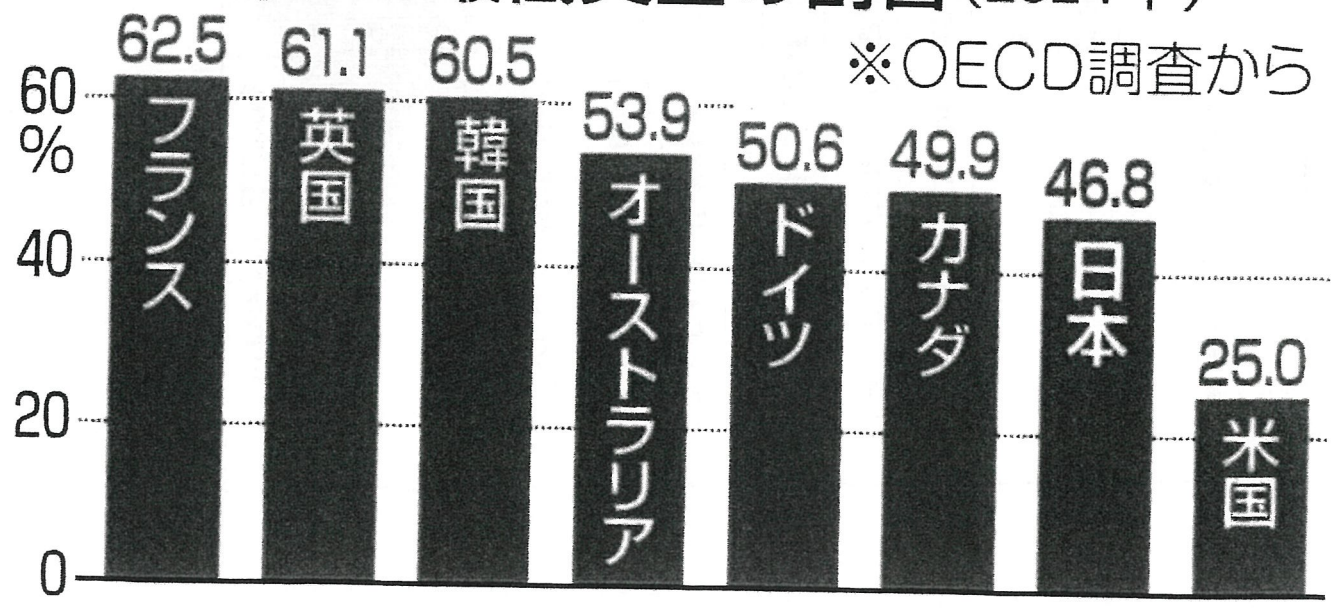
※氏名・住所欄は「//」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることはいっさいありません。



“周回遅れ”最低賃金 (時給)



フルタイム労働者の賃金(中央値)に対する最低賃金の割合(2024年)



4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

最低賃金を購買力平価（PPP）で換算した 2025 年の年間最低賃金ランキング

順位	国名	年間最低賃金（PPP ベース・	
		米ドル）	時給（現地通貨）
1 位	ドイツ	約 41,114 ドル	12.82 ユーロ
2 位	オランダ	約 38,810 ドル	13.27 ユーロ
3 位	ルクセンブルク	約 38,500 ドル	16.08 ドル相当
4 位	オーストラリア	約 35,800 ドル	24.10 豪ドル
5 位	ニュージーランド	約 34,900 ドル	23.15NZ ドル
6 位	スペイン	約 33,200 ドル	8.87 ユーロ
7 位	イギリス	約 32,500 ドル	12.21 ポンド
8 位	フランス	約 31,600 ドル	11.88 ユーロ
9 位	ベルギー	約 30,800 ドル	12.48 ユーロ
10 位	韓国	約 29,500 ドル	10,030 ウォン

3 発効日について

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

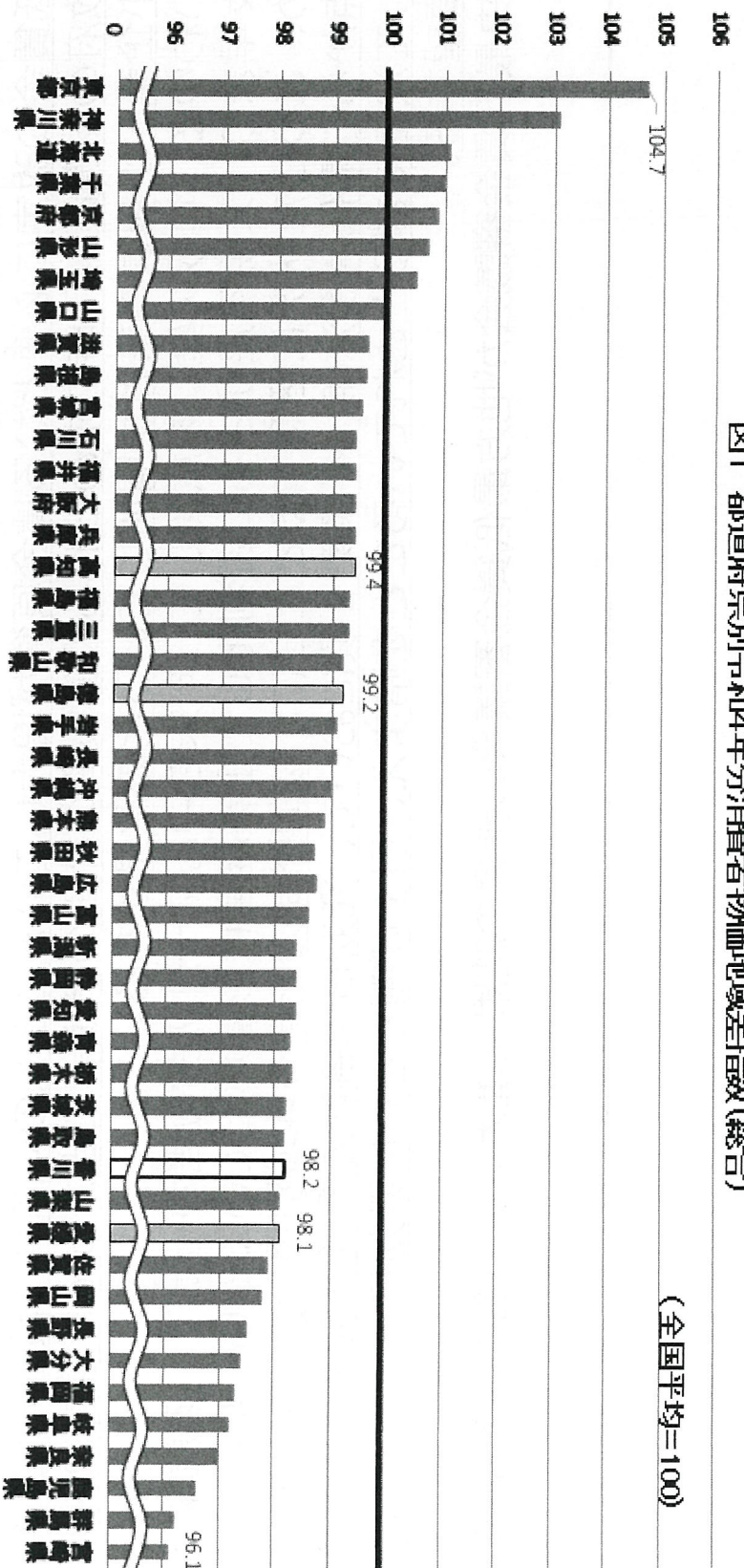
地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもちて見守ることを要望する。

図1 都道府県別令和4年分消費者物価地域差指数(総合)

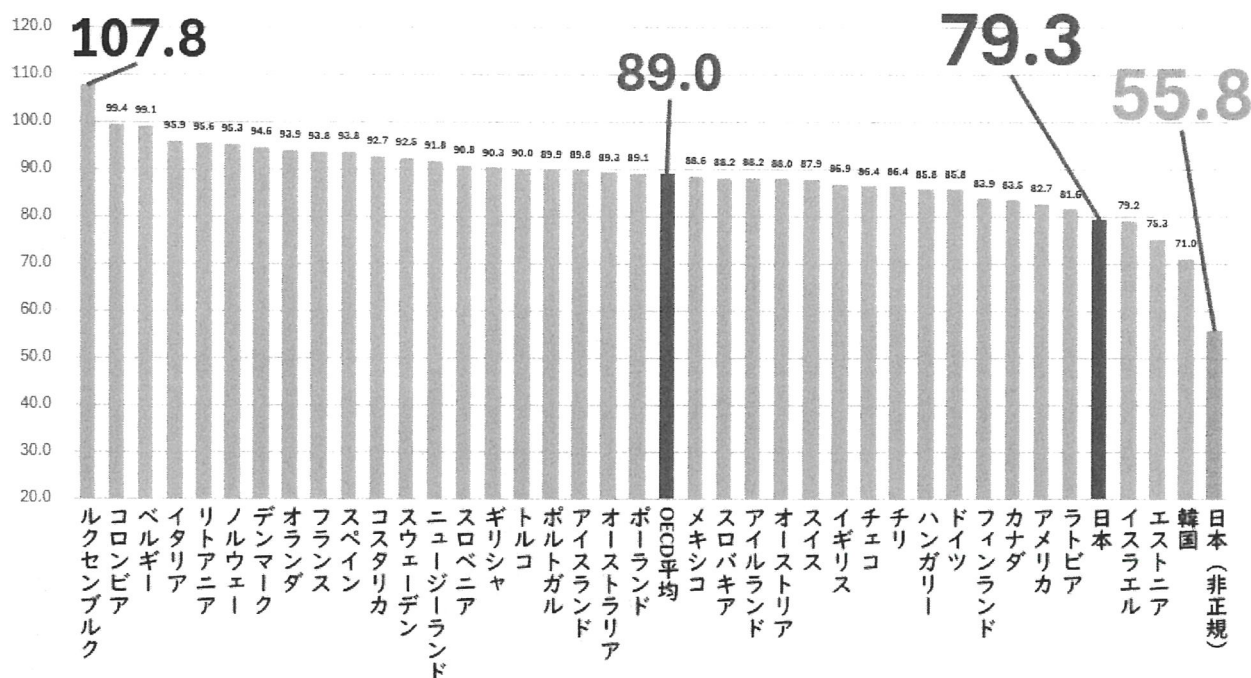


極めて酷い日本の女性への賃金差別

日本

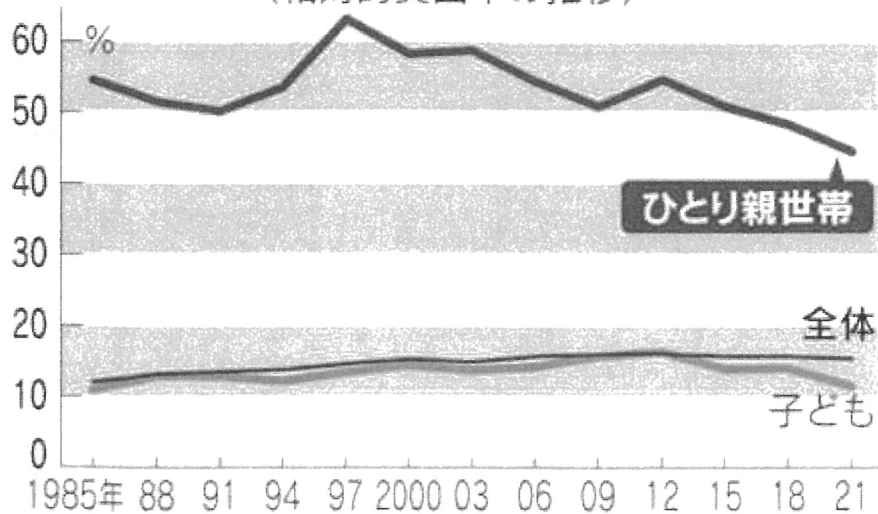
OECD平均より10ポイント低賃金
女性非正規は33ポイントも低賃金

【出所】「OECD男女賃金格差」各国2024年を中心とするフルタイム労働者の賃金中央値で男性を100とした場合の女性賃金。日本の女性非正規労働者の賃金は厚労省「賃金構造基本統計調査」（2024年）の「雇用形態間賃金格差」



日経 2023年11月

ひとり親世帯は経済的に苦しい傾向 (相対的貧困率の推移)

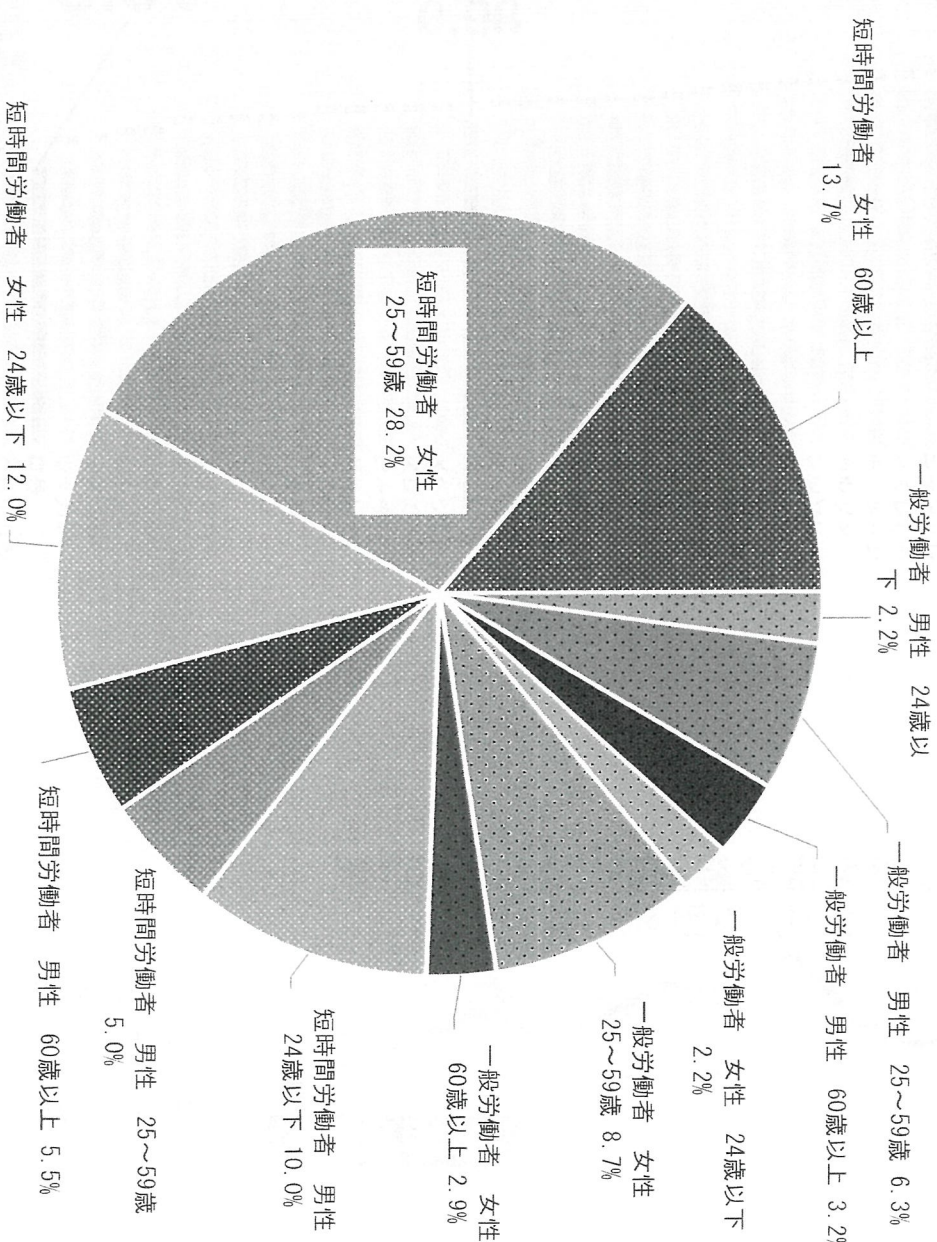


相対的貧困率

日本	15.5%
アメリカ	15.1%
イギリス	11.2%

(注) 18年以降は作成基準が異なる。「ひとり親」は大人が一人で子どもがいる現役世帯。出所は厚労省

最賃近傍雇用者構成比（2024年）



（資料出所）厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- （注） 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
 2. 「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
 所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

日本・東京商工会議所アンケートから

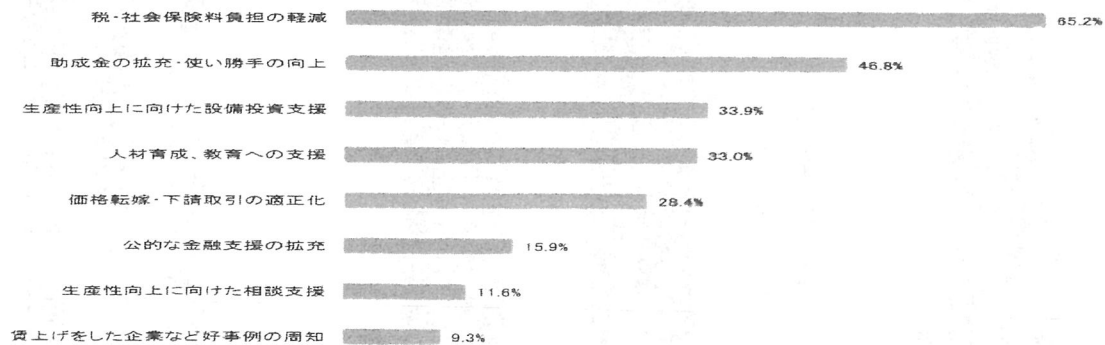
4. 最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策

6

○最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策は、「税・社会保険料負担の軽減」が65.2%で最も多く、次いで「助成金の拡充・使い勝手の向上」が46.8%挙げられている。
また、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成、教育への支援」、「価格転嫁・下請取引の適正化」との回答がそれぞれ3割程度あった。

■上位8項目【複数回答】

n= 2,775



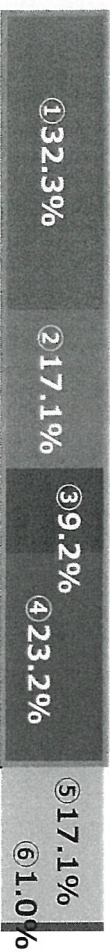
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

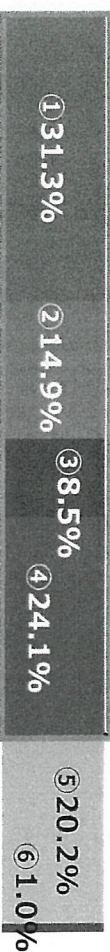
- ・ 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
 - ・ エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

3月 転嫁率：54.5%



9月 転嫁率：51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月 転嫁率：47.8%



9月 転嫁率：44.4%

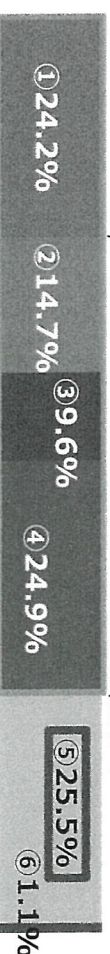


労務費

3月 転嫁率：48.6%



9月 転嫁率：44.7%



■ ① 10割 ■ ② 9割、8割、7割 ■ ③ 6割、5割、4割
■ ④ 3割、2割、1割 ■ ⑤ 0割 ■ ⑥ マイナス